

(株) JTB 総合研究所
2025 年 3 月 25 日作成

上記書籍発行後、旅券法施行規則の改訂（2025 年 3 月 24 日付）がありましたのでご案内申し上げます。
あわせてテキストについては、下記の内容を追加訂正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

1. 追記箇所

箇所	追記内容
P 19 (3) 必要書類 ②戸籍謄本 最終行に追加	電子手続の場合、戸籍電子証明書提供用識別符号（行政機関に申請し付与された英数字 16 桁の符号）を旅券申請時に送信することにより提出が免除される。（2025 年 3 月 24 日改訂）

2. 訂正箇所

箇所	訂正内容	
P 103 第 2 条 第 1 項三号	現行	指定地域・・・・・・・・。次条第 4 項において
	訂正	指定地域・・・・・・・・。次条第 6 項において
P 104 第 3 条 第 2 項～第 4 項 (第 2 項の内容の変更、および第 3 項、第 4 項の追加。 現行の第 3 項は第 5 項に、第 4 項は第 6 項に変更)	現行	第 2 項 電子手続により・・・・提出しなければならない。 第 3 項 法第 3 条第 1 項・・・当該写真 1 葉を提出する。 第 4 項 指定地域に渡航・・・・証する書類 1 通
	訂正	第 2 項 前項の規定にかかわらず、国外において書面手続により一般旅券の発給を申請するものは、前項に規定する戸籍謄本の提出に代えて、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の 3 第 2 項の戸籍電子証明書提供用識別符号（以下この条において「識別符号」という。）を提供することができる。 第 3 項 電子手続により法第 3 条第 1 項の規定に基づき一般旅券の発給を申請する者は、別記第一号様式、別記第二号様式又は別記第三号様式のうち該当するものに記載すべき事項に相当する情報、自署の画像、識別符号（同条第 2 項本文の規定の適用がある場合を除く。）並びに同条第一項第三号から第六号までに掲げる書類及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。 第 4 項 前項の規定にかかわらず、国外において電子手続により一般旅券の発給を申請する者は、識別符号の送信に代えて、次条第 2 項に定めるところにより、法第 3 条第 1 項第二号の戸籍謄本を提出することができる。

P104 第4条 第2項を追記	現 行	記載省略
	訂 正	第2項 国外において電子手続により一般旅券の発給を申請する者が前項に規定する戸籍謄本を提出する場合には、領事館に出頭して提出するものとする。ただし、領事官が特に必要と認めるときは、国内の書留郵便（簡易書留郵便を含む。）に準ずる送付方法により提出することができる。

以上